

2025 年 12 月

お客様各位

豊田信用金庫

当座勘定規定（一般用）の一部改正および 当座預金専用キャッシュカード規定制定のお知らせ

日頃は、豊田信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

今般、「当座勘定規定（一般用）」について下記の通り一部改正を行うとともに、「当座預金専用キャッシュカード規定」を制定しますのでご案内します。

なお、改正後の預金規定は改正日以降、当金庫ホームページにて閲覧いただけます。

記

1. 改正する預金規定

改正日：2025 年 12 月 22 日

- ・当座勘定規定（一般用）

・当座預金からの預金払戻請求書による払戻しの取扱開始に伴う対応

※別紙のとおり、改正を行います。

2. 制定する規定

制定日：2026 年 1 月 5 日

- ・当座預金専用キャッシュカード規定

・当座預金専用キャッシュカード取扱開始に伴う対応

以 上

本件に関するお問い合わせ先
豊田信用金庫 営業統括部
電話：0565-36-1380

○当座勘定規定（一般用） 新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>5. (受入証券類の不渡り)</p> <p>(1)前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。・・・略・・・</p> <p>(2)・・・略・・・</p>	<p>5. (受入証券類の不渡り)</p> <p>(1)前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。・・・略・・・</p> <p>(2)・・・略・・・</p>	<p>・表記の修正</p>
<p>7. (手形、小切手の支払 (追加))</p> <p>(1)・・・略・・・</p> <p>(2)・・・略・・・</p> <p>(3)当座勘定の払戻し<u>の場合には、小切手を使用してください。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>7. (手形、小切手の支払等)</p> <p>(1)・・・略・・・</p> <p>(2)・・・略・・・</p> <p>(3)当座勘定の払戻しの場合には、<u>は、次のいずれかの方法で行ってください。</u></p> <p><u>① 届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u></p> <p><u>② 小切手を使用する方法。</u></p> <p><u>(4)前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p>	<p>・電子交換所における手形・小切手交換の取扱が2027年3月に終了となるため、当座勘定の小切手以外の払戻手続（払戻請求書を新設）について規定。</p>
<p>8. (手形、小切手用紙 (追加))</p> <p>(1)・・・略・・・</p> <p>(2)・・・略・・・</p> <p>(3)・・・略・・・</p> <p>(4)・・・略・・・</p> <p>(5)手形用紙、小切手用紙 (追加) の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6)・・・略・・・</p> <p>(7)・・・略・・・</p>	<p>8. (手形、小切手用紙等)</p> <p>(1)・・・略・・・</p> <p>(2)・・・略・・・</p> <p>(3)・・・略・・・</p> <p>(4)・・・略・・・</p> <p>(5)手形用紙、小切手用紙、<u>払戻請求書</u>の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6)・・・略・・・</p> <p>(7)・・・略・・・</p>	<p>・新設する払戻請求書の発行手数料を徴収する規定</p>
<p>12. (手数料等の引落し)</p> <p>(1)当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手 (追加) によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2)・・・略・・・</p>	<p>12. (手数料等の引落し)</p> <p>(1)当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2)・・・略・・・</p>	<p>・新設する払戻請求書の記述を追加</p>
<p>16. (印鑑照合等)</p> <p>(1)手形、小切手 (追加) または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、(追加) 諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)手形、小切手 (追加) として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3)・・・略・・・</p>	<p>16. (印鑑照合等)</p> <p>(1)手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)手形、小切手、<u>払戻請求書</u>として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3)・・・略・・・</p>	<p>・新設する払戻請求書の記述を追加</p>